

家庭支援相談等事業の実施について

平成元年5月29日児発第401号

厚生省児童家庭局長 各都道府県知事
・各指定都市の市長宛

児童の福祉の向上については、かねてから特段の御配慮を煩わしているところであるが、近年の核家族化、婦人の就労形態の多様化等により、児童及び家庭を取り巻く環境が大きく変化してきたことに伴い、子育てに関する不安及び児童の問題で悩みを抱える家庭の増加、更には、いじめや思春期における児童自身の悩みの増加等家庭における児童養育機能の弱体化の傾向がみられている。

このような家庭及び地域における児童の養育機能の弱体化に対応し、児童及び家庭の福祉増進を図るため、今般、別紙のとおり「家庭支援相談等事業実施要綱」を定め、平成元年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

別 紙

家庭支援相談等事業実施要綱

第1 目 的

家庭及び地域における児童の養育機能の低下に伴い、児童問題が複雑化、多様化していることにかんがみ、児童を有する家庭等に対し、電話による相談、家庭支援総合推進委員会による連絡・調整及び高度の専門的知識、技術を有する者による相談援助活動等を一体的に実施し、総合的な相談援助体制の確立を図ることにより、家庭及び地域における児童養育の支援を目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）とする。

第3 家庭支援相談等事業の種類及び内容

1 家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業

（1）趣 旨

この事業は、児童を有する家庭等の悩み、問題等に対し、電話による相談を通じ、早期に適切な援助を行うことを趣旨とするものである。

（2）事業の実施

中央児童相談所において家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業（以下「家庭支援電話相談」という。）を実施する。

（3）事業内容

ア 都道府県全域の児童及びその家庭に関する問題等について電話による相談援助活動を行う。相談は原則として、夜間も含めて毎日実施する。

イ 家庭支援に関する各種の情報、統計等を蓄積、分析し、他の児童相談所、関係機関等に対し、必要に応じ提供する。

ウ 市町村の相談援助活動従事者を対象とした情報交換、研修等を定期的実施する。

エ その他必要と認められる事業を行う。

（4）設 備

ア 電話相談専用電話

イ 各種の情報、統計等を蓄積、分析するの

に必要な機器

ウ データ管理用書庫

エ 専用電話相談室

ただし、専用電話相談室を設けることが困難な場合は、電話相談に専念できる環境づくりに配慮すること。

オ その他必要な設備

(5) 電話相談員

ア 家庭支援電話相談事業に従事する職員として電話相談員を置く。

イ 電話相談員は、児童福祉司、心理判定員、保健婦、児童指導員、保母等の資格を有する者又は児童及び家庭に対する電話相談に関して深い経験を有する者とする。

ウ 電話相談員を非常勤職員とする場合においても、電話相談が常時行われるような服務体制とする。

(6) 留意事項

ア 受けた相談について、継続して援助を行うことが必要と認められる場合には、面接、訪問等の方法による相談援助活動を行うほか、必要に応じて所管の児童相談所又は適切な機関に斡旋、紹介すること。

イ 個人のプライバシーの保護には、十分留意すること。

ウ 家庭支援電話相談事業を実施する中央児童相談所の名称、所在地、電話番号、事業内容等を広く住民に知らせるため、ポスター、パンフレットの作成、広報紙の活用等積極的な広報活動を行うこと。

2 家庭支援推進モデル事業

(1) 家庭支援総合推進委員会の設置

ア 趣 旨

この事業は、家庭支援電話相談事業の円滑な実施及び各種家庭支援施策の展開を図るため、関係機関相互の密接な連絡・調整を確保することを趣旨とするものである。

イ 事業内容

(ア) 家庭支援電話相談事業を円滑に実施するための連絡・調整を行う。

(イ) 管下の市町村に、例えば児童家庭問題連絡会議を設け、家庭支援推進のための企画、立案、関係機関との情報交換、児

童家庭問題に対する啓発活動及び事例の検討等が図られるようにする。

(ウ) 児童相談所、福祉事務所、保健所、児童委員、市町村等に対して、家庭支援推進に必要な指導、助言を行う。

(エ) 児童家庭問題に関する啓発活動を行う。

(オ) その他必要と認められる事業を行う。

ウ 構成者

児童福祉主管部局、母子衛生主管部局、市町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、社会福祉協議会、児童委員、児童福祉施設、警察本部、家庭裁判所、精神保健センター、教育委員会、いのちの電話等民間関係機関、その他の家庭支援推進に必要な機関又はその部局を代表する者

エ 開催回数

家庭支援総合推進委員会は年4回以上必要に応じて開催するものとする。

オ 庶 務

本委員会の庶務は、中央児童相談所の協力を得て、都道府県の児童福祉主管部局が行う。

カ 留意事項

本委員会が業務を行うに当たっては、児童相談所、家庭支援電話相談事業、児童家庭専門家チーム、市町村における児童家庭問題連絡会議等との連携を十分に図らなければならない。

(2) 児童家庭専門家チームの設置

ア 趣 旨

この事業は、家庭支援電話相談事業及び各種相談機関が受け付けた相談のうち、高度の専門的知識、技術を必要とするものに対する援助を適切に行うことを趣旨とするものである。

イ 事業内容

(ア) 家庭支援電話相談事業に対して技術的援助を行う。

(イ) 児童相談所等における高度の専門的知識、技術を必要とする事例に対し相談援助活動を行う。

(ウ) 児童相談所、福祉事務所等に対し、技

家庭支援相談等事業の実施について

術的援助及び職員の研修等を行う。

(エ) 特別電話相談及び特別巡回相談を行う。

(オ) 家庭支援総合推進委員会に対し、家庭支援の方策等に関する提言を行う。

(カ) その他必要と認められる事業を行う。

ウ 構成者

児童を有する家庭等の問題に関して、高度の専門的知識、技術を有する者（弁護士、医師、家族療法に関する専門家等。以下「児童家庭専門員」という。）をもって構成する。

エ 庶務

本専門家チームの構成者の選定及び庶務は、都道府県の児童福祉主管部局の協力を得て、中央児童相談所が行う。

オ 留意事項

児童家庭専門員の選定に当たっては、地域の相談ニーズ、問題等を十分勘案して行うこと。

第4 総合的運営

都道府県は、この事業の実施に当たっては、児童相談所における相談援助活動等の関連事業との連携に十分留意し、事業が総合的に運営されるよう努めなければならない。

第5 国の助成

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について別に定めるところにより補助するものとし、補助の対象期間は、3年間とする。

家庭支援相談事業

厚生省児童家庭局企画課

